の筋かいをたすき掛けに入れた軸組の柱であって出隅にある柱の柱脚及び柱頭の仕口にあっては、平成12年５月31日建設省告示第1460号（以下「告示1460号」という。）第二号表三（と）の規定に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、同表（に）の規定に定めるものとし、告示1460号に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　玉城　俊弘　一級建築士　第214630号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件(建築確認：平成23年６月)）について、タマキ建築設計事務所一級建築士事務所（東京都知事登録第56479号）の業務に関し、工事監理者として、工事が設計図書のとおりに行われていない（本件建築物は、準防火地域内にあることから、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条に規定する防火設備が設置されなければならないが、同条の規定による防火設備ではない網なしの型板ガラスが設置され、建築基準法（昭和25年法律第201号）第64条の規定に違反する。）にもかかわらず、その旨を建築主に報告しなかった。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　椿野登志男　一級建築士　第150704号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成18年７月））について、ワイケイ建設株式会社一級建築士事務所(神奈川県知事登録第10781号、平成20年４月25日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成19年政令第49号）による改正前の建築基準法施行令（以下「施行令」という。）第94条の規定に違反する設計（本件建築物は施行令第81条第１項の規定による構造計算を行う必要があり、本件建築物の構造計算で採用した許容応力度等計算を行う場合には施行令第94条の規定を満たさなければならないにもかかわらず、同条の規定により定められた平成13年国土交通省告示第1024号第一第14号の規定による許容応力度の数値の指定がされていない「あと施工アンカー」の一種であるボンドアンカーを本件建築物の構造耐力上主要な部分（増築建築物の柱脚部と既存建築物の柱との接合部分）の材料に使用した設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　吉原　和行　一級建築士　第145735号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　山梨県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年９月)）について、双立一級建築士事務所（山梨県知事登録第１―23758号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第１項の規定に違反する設計（本件建築物は第一種低層住居専用地域内にあり、同法別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならないにもかかわらず、同項に掲げられていない建築物（事務所）を建築する設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　佐藤　　峻　一級建築士　第144187号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成21年５月)）について、佐藤設計積算室（愛知県知事登録（い―20）第4272号）の業務に関し、工事監理者として、工事が設計図書のとおりに行われていない（①外壁について、準防火性能を満たす必要があり、立面図では「外壁は全て信越ポリマ（ポリマパネルＳＰシリーズ［準耐火第ＱＰ020ＢＥ―0034］ＰＢ12.5㎜下地（内装はＰＢ12.5㎜張り）とされているが、外壁側プラスターボード12.5㎜が未施工、一部内壁でプラスターボード12.5㎜が未施工、断熱材がウレタンフォームでの施工がなされている。②基礎について、べた基礎とする場合にあっては、平成12年５月23日建設省告示第1347号により立上り部分の高さは地上部分で30㎝以上とすることとなっており、立面図ではそれを満たす設計となっているが、30㎝に満たない施工がなされている。③建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の４の規定による「内装制限を受ける調理室等」（ＬＤＫ）の天井の室内に面する仕上げについて、準不燃材料等による仕上げとしなくてはならず、平面図では天井仕上げを準不燃クロスとしているが、準不燃クロスの施工がなされていない。）にもかかわらず、その旨を建築主に報告しなかった。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　広瀬　伸雄　一級建築士　第82555号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　愛知県内の建築物（１物件(建築確認：平成19年９月)）について、一級建築士事務所株式会社風設計（東京都知事登録第42814号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第40条の規定による愛知県建築基準条例（昭和39年４月１日条例第49号）第６条の規定に違反する設計（本件建築物は、建築物の敷地が路地状部分のみによって道路に接する場合、路地状部分の長さが15m以上25m未満のときは路地状部分の幅を2.5m以上としなければならないが、路地状部分の長さが17.346mであるにもかかわらず路地状部分の幅が一部2.5mに満たない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 18 日

国土交通大臣　太田　昭宏

1　処分をした年月日　平成25年９月４日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　上田　健司　一級建築士　第258246号
3　処分の内容　平成26年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　兵庫県内の建築物（１物件(建築確認：平成24年７月)）について、セルコホーム株式会社大阪支店（大阪府知事登録（ハ）第19431号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第58条の規定に違反する設計（本件建築物の高さ